

岩手県告示第 510 号

漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第 17 条第 10 項の規定により、特定漁港漁場整備事業計画を別紙のとおり変更した。
なお、「別紙」は、省略し、次のとおり縦覧に供する。

平成 20 年 7 月 4 日

岩手県知事 達 増 拓 也

区域名	事業名	縦覧場所
大船渡地区	広域漁港整備事業	岩手県農林水産部漁港漁村課、大船渡地方振興局水産部及び大船渡市農林水産部